

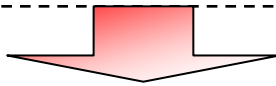
教育振興基本計画について

教育振興基本計画とは

- 教育基本法第17条(平成18年12月法律第120号)に基づいて、政府として初めて策定するもの
- 改正教育基本法の理念を具体的に実現するため、10年先を見据えた5年間(平成20年度から平成24年度)の計画として策定
- 改めて「教育立国」を宣言し、我が国の未来を切り拓く教育の振興に社会全体で取り組んでいくことを目指す

今後10年間を通じて目指すべき教育の姿

- ①義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる
- ②社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる



上記のような教育の姿の実現を目指し、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考の一つとしつつ、必要な予算について財源を措置し、教育投資を確保していくことが必要

今後5年間で実現を目指す主な目標(例)

◆確かな学力を身に付けた子どもを育成

→世界トップの学力水準を目指し、国際的な学力調査等において、学力の高い層の割合を増やすとともに、学力の低い層の底上げを図り、その割合を減少させる。

◆規範意識、生命の尊重、他者への思いやりなどを培うとともに、法やルールを遵守し、適切に行動できる人間を育成

→「学校のきまりを守っている」「学校生活が充実している」「落ち着いて授業を受けることができる」と感じている子どもを増やす

◆生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成

→子どもの体力の低下に歯止めをかけ、昭和60年頃の体力水準への回復を目指す

◆「知」の創造・継承・発展に貢献できる人材を育成

→国際的な競争力・存在感を備える教育研究拠点を各分野において形成

今後5年間に取り組むべき主な施策

- 地域ぐるみでの学校支援
→「学校支援地域本部」をはじめ、地域住民のボランティア活動等による積極的な学校支援の取組を促す
- 新学習指導要領の円滑な実施
→教職員定数の在り方など教育を支える条件整備について検討
- 道徳教育の充実
→道徳教材の国庫補助制度等の有効な方策を検討
- 子どもの体力の向上
→全国体力・運動能力等調査の実施と体力向上の取組の推進
- 教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり
→教職員配置の適正化や、外部人材の積極的な活用
- 幼児教育の無償化の検討
→幼児教育無償化の歳入改革にあわせた総合的検討
- 卓越した教育研究拠点の形成と大学等の教育の質保証
→平成23年度までに、世界最高水準の教育研究拠点150程度を重点的に支援。学生が身に付ける学習成果の達成に向けた取組を支援
- 留学生交流の推進
→2020年の実現を目途とした「留学生30万人計画」を推進
- 耐震化の推進
→大規模な地震が発生した際に倒壊又は崩壊の危険性の高い小・中学校等施設(約1万棟)について、優先的に耐震化を支援

施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

- 計画実施における国・地方公共団体の役割
- 教育に対する財政措置とその重点的・効率的な運用
- 教育行政に対する国民の参画

等